

「奨学金」奨学生募集

和歌山県では、高校生を支援するため高等学校等(高等学校・中等教育学校の後期課程・高等専門学校・特別支援学校の高等部・専修学校の高等課程)に在学している方を対象に、下記のとおり奨学金貸与希望者の募集を行います。

1 募集期間 令和4年4月15日(金)～令和4年5月31日(火)

2 対象者

次の(1)～(4)のすべてに該当する者となります。

- (1) 高等学校等(高等学校・中等教育学校の後期課程・高等専門学校・特別支援学校の高等部・専修学校の高等課程)に在学していること。
- (2) 本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有していること。
- (3) 世帯全員の年間収入額(税込)が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。(下記参照)

世帯主の居住する市町村	貸与基準額(年間収入額(税込)の上限)
和歌山市	540万円
海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市 紀美野町 高野町 湯浅町 美浜町 那智勝浦町 太地町 串本町	500万円
上記以外の市町村	480万円

※上記金額はあくまで給与所得者の目安で、世帯構成や事情等により増減します。

※貸与基準額の算出方法は、給与所得者、給与所得以外の者で違いますので、募集要項等で御確認ください。

※4人世帯の場合

- (4) 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程の修学奨励金並びに生活福祉資金貸付金の教育支援費(いずれも月額貸与)の貸与を受けていないこと。

3 貸与月額

	国立学校等	私立学校等
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

無利子
貸与

- 4 貸与期間 在学する高等学校等の標準の修業年限です。 ※年度毎に、継続して貸与を受けるための申請が必要です。

5 貸与時期(予定)

下表のとおり、年3回(4ヶ月分の相当額)に分けて貸与します。

貸与時期	1回目(4～7月分)	2回目(8～11月分)	3回目(12～3月分)
	7月中旬以降	11月末日	3月末日

6 申請方法

在学している高等学校等で募集要項を受け取り、募集要項の記載事項及び記入例等に従い募集期間中に申請してください。

- ※県外の高等学校等に在学している方は、和歌山県内の高等学校等又は和歌山県教育庁生涯学習課奨学班で募集要項を入手してください。
- ※募集開始後、和歌山県修学奨励金のホームページからも募集要項を入手(ダウンロード)できます。

7 申請書類の提出先

在学している高等学校等 ※県外の高等学校等に在学している方は、高等学校等の奨学金担当の方と提出方法等について御相談の上、和歌山県教育庁生涯学習課奨学班まで持参又は郵送で提出してください。

8 返還について

卒業後、または貸与期間終了後10年以内に返還していただきます。

※大学、短期大学等に在学中の場合は、申請することにより返還が猶予されます。

※納期限内に納入がない場合は、年率10.95%の延滞金がかかりますので、必ず納期限内に納入してください。

9 その他(緊急申請)

今回の申請で貸与基準額を満たさなかった場合でも、申請時からさかのぼって1年以内に、申請者本人の生計を主として維持する者の失職、破産、倒産、病氣若しくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変していた場合は、緊急申請という別途申請枠も随時募集しておりますので、詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

10 問い合わせ

TEL 073-441-3663又は3728 | 和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班 |

和歌山県修学奨励金ホームページ

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/5006600/400153380.html>)も参照してください。

和歌山県修学奨励金

